平成２７年（フ）第１２９１号
東京都立川市錦町２丁目８－６　セザール第二立川404
債務者　山田　　均
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紺田　哲司
4　破産債権の届出期間　平成27年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２９６号
東京都渋谷区神宮前３丁目26―11　原宿ＳＨビル３Ｆ
債務者　小松　利次
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　　暁
4　破産債権の届出期間　平成27年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月17日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３００号
東京都目黒区東山１丁目11－４　岸新聞舗
債務者　安藤　真二
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　靖人
4　破産債権の届出期間　平成27年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３０５号
東京都足立区舎人６丁目10―11―503
債務者　津山　明輝
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹原　健太
4　破産債権の届出期間　平成27年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３２３号
東京都葛飾区新小岩３丁目13―３―201
債務者　座安　　亨
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅谷　雄一
4　破産債権の届出期間　平成27年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９６号
北海道旭川市東光６条９丁目２番４号
債務者　加藤　　武
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８号
兵庫県洲本市五色町都志719番地３
債務者　前野　健一
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久米　知之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第６１号
熊本県水俣市白浜町７番４－401号
債務者　山下　真平
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮川　輝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２７年（フ）第２号
兵庫県養父市八鹿町八鹿1652番地１、前住所
兵庫県朝来市和田山町平野19番地
債務者　谷井　秀也
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　武之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月26日午後４時50分
5　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第１４８１号
横浜市西区中央２丁目22番15号
債務者　冨田　康子
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南竹　　要
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第８号
秋田県湯沢市若葉町５番27号　ヴィラージュＵわかば101号室
債務者　渡部　　丘
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第３７号
函館市富岡町２丁目63番12号
債務者　澤田　昭吉
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１０号
島根県大田市久手町波根西474番地
債務者　下垣　貴史
1　決定年月日時　平成27年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第２号
広島県三次市三次町1708番地７
債務者　木村テルエ
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第２０号
千葉県八街市八街ろ87番地365
債務者　渡邉美恵子（旧姓内村）
1　決定年月日時　平成27年２月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２６号
千葉県印旛郡栄町安食2956番地２　レオパレスコスモエステートＡ104号室
債務者　牧尾　昌昭
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
千葉地方裁判所佐倉支部